

令和3年7月5日

案 件 名	土庄町過疎地域持続的発展計画
担 当 課	企画財政課
募集の趣旨	<p>過疎対策については、旧法である「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度末に失効したことに伴い、新法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日から施行されました。</p> <p>それに伴い、旧計画である「土庄町過疎地域自立促進計画」の計画期間も令和2年度末に終了したところですが、過疎対策については、引き続き、過疎対策事業債などの財政措置を受けながら、総合的かつ計画的な施策を実施する必要があることから、新たに令和3年度から令和7年度までの期間に係る「土庄町過疎地域持続的発展計画」を策定するものです。</p> <p>このたび、「土庄町過疎地域持続的発展計画」の素案がまとまりましたので、町民の皆様からの幅広いご意見、ご提言を募集します。</p>
意見募集期間	令和3年7月5日（月）から 令和3年8月2日（月）まで
計画等の閲覧方法	土庄町ホームページ 企画財政課の窓口
意見書の提出方法	<p>御意見は、下記の問い合わせ先へ郵送、持参、FAX、電子メールで提出してください。</p> <p>意見書の所定の様式は、下記からダウンロードするか、上記閲覧場所で入手してください。</p> <p>電話による受付は行いませんので、ご了承ください。</p>
御意見等の公表	<p>提出された意見は、住所、氏名等個人情報を除き、原則として公表します。</p> <p>なお、提出意見に対する個別回答はしませんので、御了承ください。</p>
問い合わせ先	土庄町企画財政課 〒761-4192 小豆郡土庄町甲559番地2 電 話：(0879) 62-7014 FAX：(0879) 62-4000 E-mail：kikakuzaisei@town.tonosho.kagawa.jp
参考資料	別紙のとおり